○金融庁・農林水産省告示第七号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府令第一号）の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十七条第三項第七号及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）第三条第二号イの規定に基づき、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正し、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年三月十六日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条中「又は第九十三条第二項第七号」を「、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号」に改め、同条第八号中「及び法第九十三条第一項第二号」を「、法第九十三条第一項第二号」に改め、「水産加工業協同組合」の下に「及び法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」を加える。

第二条中「又は第九十三条第二項第七号」を「、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号」に改め、同条第四号中「及び第九十三条第三項」を「、第九十三条第三項及び第九十七条第四項」に改める。

第三条中「第三条第一項第一号」を「第三条第二号イ」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「及び水産加工業協同組合連合会」を加える。

第四条中「第三条第一項第四号」を「第三条第二号ニ」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第八号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府令第一号）の施行に伴い、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第十三号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年三月十六日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第一項中「第三条第二項」を「第三条第三号」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四一二一	二四、二、二四	西谷　良彦
四一二二	二四、二、二四	竹内　誠
四一二三	二四、二、二四	久米井大輔
四一二四	二四、二、二四	岡村　崇
四一二五	二四、二、二四	村中　将一

○法務省告示第百四号

石川県羽咋市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、羽咋市役所又は金沢地方法務局七尾支局に照会すること。

平成二十四年三月十六日

法務大臣　小川　敏夫

石川県羽咋郡越路野村字千路ホノ七番地
本多利代松

○法務省告示第百五号

栃木県芳賀郡茂木町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十四年三月十六日

法務大臣　小川　敏夫

栃木県芳賀郡茂木町大字山内二千十六番地
河又　武夫

○法務省告示第百六号

仙台法務局気仙沼支局に備えてあった左記工場財団登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年六月十六日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十四年三月十六日

法務大臣　小川　敏夫

記

登記番号	工場の名称	工場の位置
第二十号	気仙沼漁業協同組合水産物中継基地大規模冷蔵庫	宮城県気仙沼市朝日町二十二番地一
第二十二号	東京理化器械株式会社宮城工場	宮城県本吉郡本吉町大朴木四十八番地二十一
第二十三号	気仙沼ケーブルネットワーク株式会社気仙沼工場	宮城県気仙沼市三日町二丁目六十番地一

○厚生労働省告示第百三十二号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第九号）の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第二十四条の十三第二項の規定に基づき、機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針

（目的）

第一条　この指針は、機械譲渡者等（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第二十四条の十三第一項に規定する機械譲渡者等をいう。以下同じ。）が行う機械に関する危険性等の通知に関し必要な事項を定めることにより、機械の譲渡又は貸与を受ける相手方事業者（同項に規定する相手方事業者をいう。以下同じ。）による労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図るために行う当該機械に関する危険性等の通知を促進し、もって機械による労働災害の防止に資することを目的とする。

（適用）

第二条　機械に関する危険性等の通知は、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械で、事業場で使用されるものに関して行うこととする。ただし、当該機械のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

2　則第二十四条の十三第一項第三号の機械に係る作業の範囲は、機械を稼働させるための準備作業、運転及び保守等とする。

（機械に関する危険性等の通知）

第三条　機械譲渡者等が自ら機械に関する危険性等の通知に係る次項の文書の作成を行う場合においては、次に掲げる事項について十分な知識を有する者に当該文書を作成させるものとする。

一　機械に関する危険性等の調査の手法

二　前号の調査の結果に基づく機械による労働災害を防止するための措置の方法

三　機械に適用される法令等

2　機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知は、則第二十四条の十三第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる方法により当該事項を記載した文書を相手方事業者に交付することにより行うものとする。

一　残留リスクマップ（当該機械の絵又は図を用いて則第二十四条の十三第一項第一号の事項のほか、同項第二号から第五号までの事項の全部又は一部を簡潔に記載し、当該機械に関する危険性等の情報の全体像を示したものをいう。）

二　残留リスク一覧（則第二十四条の十三第一項第一号から第五号までの事項を第二条第二項の作業ごとに詳細に記載したものをいう。）